

地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和 7 年度の各会計の決算に基づいて算定した、健全化判断比率・資金不足比率は、同法に基づく監査委員の審査が終了し、別紙のとおり比率が確定しました。

※県ホームページ等でも公表します。

■算定結果の概要

（１）早期健全化・財政再生に関する指標について

- ・令和 7 年度決算における実質公債費比率は 18% 以上であり、県債の発行にあたり国の許可が必要となる「起債許可団体」となっています。
- ・なお、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）は、いずれも各々定められた「早期健全化基準」及び「財政再生基準」に該当しませんでした。

（２）公営企業の経営健全化に関する指標について

- ・令和 7 年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は、いずれも定められた「経営健全化基準」に該当しませんでした。

本件についてのお問い合わせ先
財政課〔資金・決算〕 野崎、上松
（内線）2250 （直通）025-280-5576

令和7年度 健全化判断比率等について

1 早期健全化・財政再生に関する指標について

実質赤字比率	—	早期健全化基準	3.75%	財政再生基準	5.00%
--------	---	---------	-------	--------	-------

○一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

- ・一般会計等の実質収支は黒字を確保しており、実質赤字は発生していません。

連結実質赤字比率	—	早期健全化基準	8.75%	財政再生基準	15.00%
----------	---	---------	-------	--------	--------

○全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

- ・病院事業会計及び工業用地造成事業会計（一般会計との間における連結比率算定上の重複額控除後）で資金不足額が発生したものの、電気事業会計等の資金剰余額で黒字となっています。

実質公債費比率	18.9%	早期健全化基準	25.0%	財政再生基準	35.0%
---------	-------	---------	-------	--------	-------

○公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率(3ヶ年平均)

- ・実質公債費比率が18%以上であり、「起債許可団体」となっています。
- ・公債費に対する地方交付税措置率の見直しの影響や、交付税措置のない資金手当債を過去に最大限発行してきたことなどから、交付税措置額を除いた公債費の実負担額は、今後、増加していくことが見込まれています。
- ・R4年度比率(R2～R4)：18.2% R5年度比率(R3～R5)：18.4%
R6年度比率(R4～R6)：18.6%

将来負担比率	273.9%	早期健全化基準	400.0%	財政再生基準	—
--------	--------	---------	--------	--------	---

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- ・公債費負担適正化計画による取組により、今後は減少が見込まれ、R20年度には200%未満に低下する見通しです。
- ・R4年度比率：303.5% R5年度比率：297.8%
R6年度比率：287.0%

2 公営企業の経営健全化に関する指標について

○公営企業に係る資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

区 分	流域下水道事業	港湾整備事業	電気事業	工業用 水道事業	工業用地 造成事業	東港用地 造成事業	病院事業	基幹病院 事業
資金不足比率	—	—	—	—	—	—	0.5%	—

※「経営健全化基準」…20%

- ・病院事業会計にて資金不足が発生したものの、基準以下であり、その他の公営企業会計については各企業単体において資金不足は生じていません。